

平成18年度消費生活相談の概要

1 相談の概況

(1)消費生活相談件数

平成18年度に千葉県消費者センター及び県内17市の消費生活センターに寄せられた相談件数は、47,339件で、前年の52,482件に比べ、5,143件、率にして9.8%減少しました。

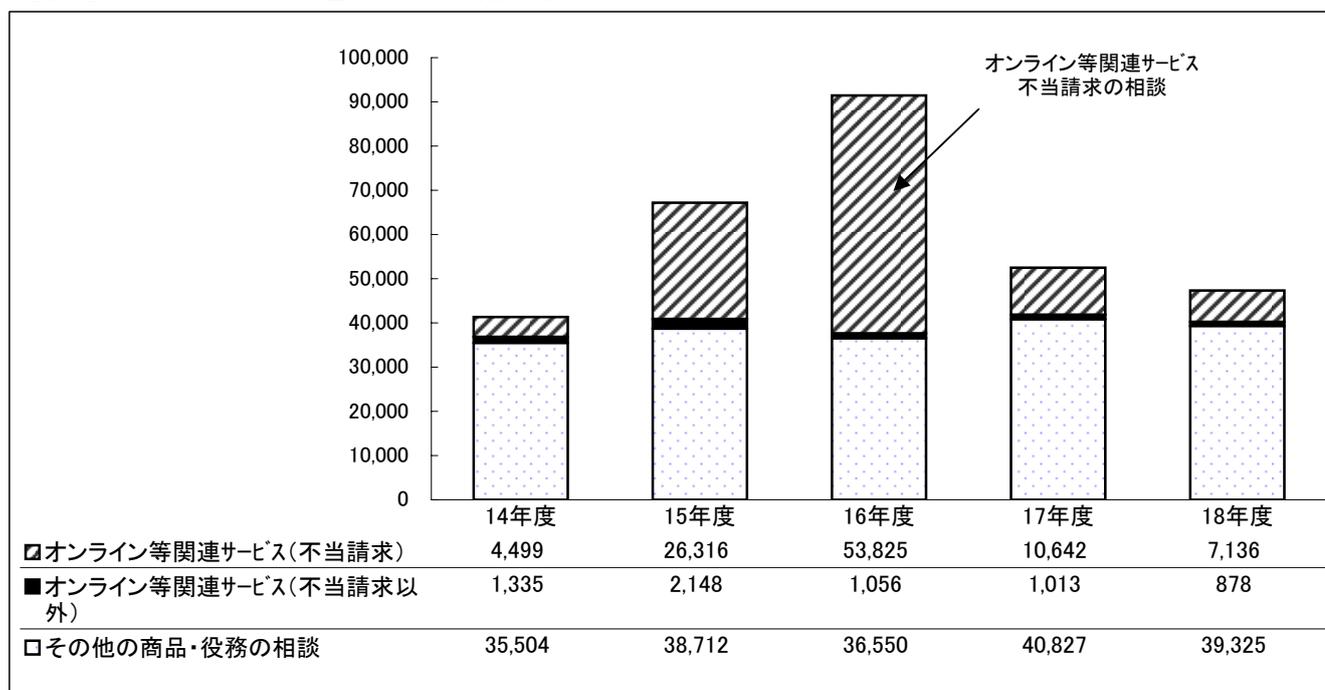
【表1】 相談件数の推移 (単位:件)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
相談件数		41,338	67,176	91,431	52,482	47,339
内訳	県センター	10,038	14,569	17,292	11,147	10,560
	17市センター	31,300	52,607	74,139	41,335	36,779

(2)不当請求に関する相談は減少傾向

相談件数が減少したのは、平成15年度から急増した携帯電話やインターネット利用時の有料情報サイトなどの不当請求に関する相談が減少したことが大きな要因です。不当請求の相談が大部分を占める「オンライン等関連サービス」の相談は、ピーク時の平成16年度の7分の1ほどに減少しました。

【表2】 オンライン等関連サービスの相談件数



【表3】 不当請求に関する相談の多い商品

(単位:件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
オンライン等関連サービス	4,499	26,316	53,825	10,642	7,136
商品一般	308	1,912	1,381	2,860	4,331
フリローン・サラ金	809	1,673	792	646	459
その他の商品・役務	2,803	1,835	1,703	2,345	1,694
不当請求関係の相談全体	8,419	31,736	57,701	16,493	13,620

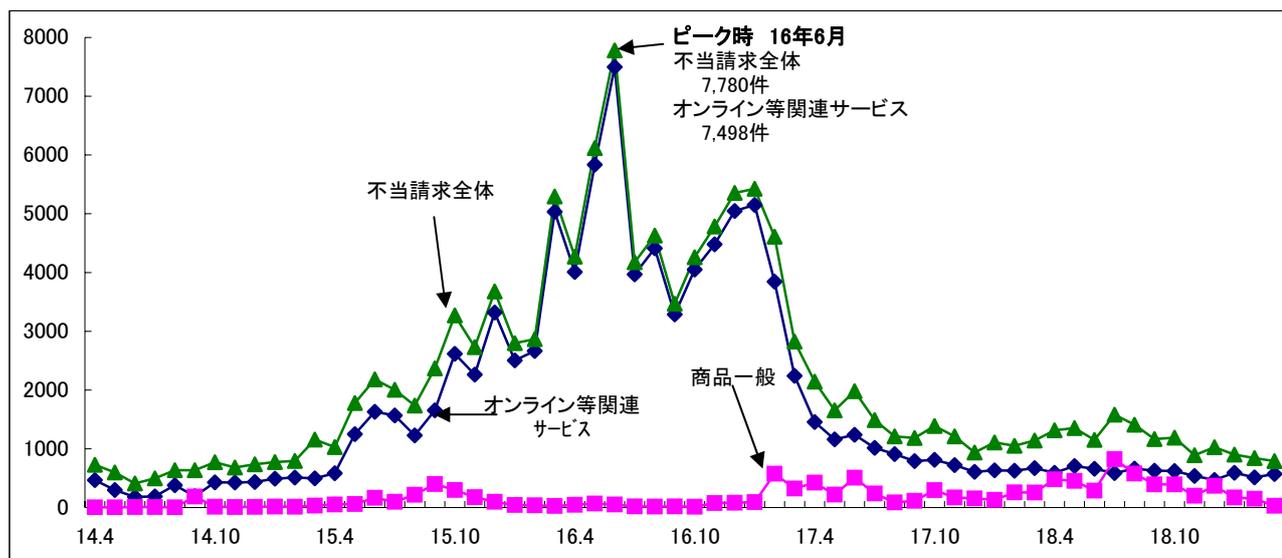
携帯電話やパソコンで利用した有料情報サイトの情報料や利用料の不当請求に関する相談は減少傾向ですが、平成18年度も7千件を超える相談がありました。メールに表示されたサイトのアドレスをクリックしただけで「登録完了」と料金を請求する「ワンクリック請求」の手口など依然として注意が必要です。

また、平成18年度は「民事訴訟最終通告書」などとして、「支払や裁判手続きの取下げについて連絡せよ」と記載した葉書を送りつける手口の相談が多くあり、また発信人が「〇〇財務局」「△△消費生活センター」と公的機関を装うものも多くありました。

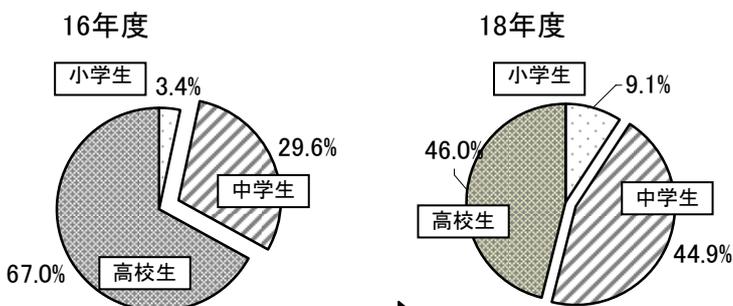
不当請求に関する相談は減少傾向にありますが、手口が次々に変わり、巧妙化していますので、今後も注意が必要です。

* 「最終通告書」の葉書が届いたというような債権内容が特定できない不当請求の相談は商品一般に分類。

【表4】 商品別の相談推移



【表5】 「オンライン等関連サービス」に関する不当請求 小学生～高校生の相談



有料情報サイトの情報料等の不当請求の相談が、最も多かった平成16年度において、「小学生」～「高校生」の不当請求に関する相談の内訳をみると3分の2が「高校生」の相談でした。

平成18年度は「高校生」と「中学生」がほぼ同数となり、低年齢化が懸念されます。

(相談件数)

全年齢	53,825件
小学生～高校生	3254件
割合	6.0%

全年齢	7,136件
小学生～高校生	978件
割合	13.7%